

8 / 14 (木) の発表



報道発表資料の配付日時 8月14日(木) 21時50分

発表項目 (行事名)	ヒグマ注意報の発出について(羅臼岳登山道(斜里町、羅臼町))		
記者レクチャー のお知らせ	(実施日時)	発表者	
		発表場所	
概要	<p>○ 8月14日(木)、羅臼岳(斜里町側)で、男性1名がヒグマに襲われる事故が発生しました。</p> <p>○ ヒグマの生息圏で、ヒグマによる人身被害が発生し、当該個体が捕獲されていないことから、羅臼岳登山道周辺(斜里郡斜里町及び目梨郡羅臼町)を対象に、ヒグマ注意報を発出し、道民等に注意を促します。</p> <p>○ ヒグマ注意報は、本日(8/14(木))から9/13(土)までの一か月間発出します。</p>		
参考	<p>○ 今年度は、4月3日に美唄市、7月8日に砂川市、7月23日に上ノ国町、8月1日に平取町、8月12日に江差町でヒグマ注意報を発出している。</p>		
報道(取材)に当たってのお願い			
他のクラブとの関係	<p>同時配付 同時レク</p>	<p>北海道(野生動物対策課) 根室振興局</p>	
担当 (連絡先)	<p>・北海道オホーツク総合振興局保健環境部環境生活課長(担当者:寺山) TEL 0152-41-0626 公用スマホ 011-585-6103 内線 31472</p>		



## 北海道ヒグマ注意報

### 対象区域の状況

- ・8月14日、羅臼岳（斜里町側）の登山道で男性がヒグマに襲われる人身事故が発生。
- ・登山口は閉鎖し、周辺への立入を禁止。
- ※最新情報は斜里町ホームページよりご確認ください。

### 注意報の期間

- ・令和7年（2025年）8月14日～9月13日

### 注意報の対象区域

- ・羅臼岳登山道周辺（斜里町、羅臼町）

### 【斜里町・羅臼町からの呼びかけ】

- ・現場周辺は大変危険な状況です。また、捜索救助活動の妨げとなりますので、安全が確認されるまで、羅臼岳およびその周辺には立ち入らないよう、強くお願いいたします。

### ■ヒグマを目撃したら

- ・まずは、ゆっくりと後ずさりしながら、ヒグマとの距離をとり、静かにその場を離れましょう。
- ・石を投げたり、大声を出して走って逃げるなどの行為は、ヒグマを刺激する可能性がありますのでやめましょう。
- ・近くの警察署へ、ヒグマを目撃したことを伝えましょう。

### ■斜里町・羅臼町を訪れる皆さまへ

- ・ヒグマは野生動物です。興味本位で近づくのは大変危険です。
- ・薄暗いときは行動しないようにしましょう
- ・フンや足跡を見つけたら、引き返しましょう
- ・食べ物やゴミは必ず持ち帰りましょう

## ヒグマ注意報発出地域（広域図）



## ヒグマ注意報発出地域（詳細図）



# 北海道ヒグマ注意報等の概要

## ■ 目的

道内において、ヒグマの市街地出没や人身被害等が発生した際に、道民や来道者に対して、ヒグマによる人身被害防止などのため、注意報等を発出するもの。

※北海道ヒグマ管理計画 第2章の3(1)①ア(エ)

## ■ ヒグマ注意報等

- ・ ヒグマ警報（警報）
- ・ ヒグマ注意報（注意報）
- ・ ヒグマ注意喚起（注意喚起）

## ■ 注意報等の発出

### < 警報 >

本庁と振興局で同時発出。  
振興局は、関係する市町村に、事前に発出情報を提供。

### < 注意報 >

本庁と振興局で同時発出。  
なお、発出に当たっては、市町村等の意向を踏まえるものとする。

### < 注意喚起 >

本庁は、必要に応じて道民や来道者へ注意を呼びかける。  
振興局は、地域の実情に応じて地域の住民へ注意を呼びかける。

◎ 警報と注意報は、住民等に人身被害発生  
の懸念があるときに発出

◎ 注意喚起は、ただちに人身被害の発生は  
懸念されないが、注意を促す際に発出

## < 注意報等の発出イメージ >

	市街地付近 (住民などが利用する生活圏)	市街地付近 以外 (ヒグマの生息圏)
人身被害発生	警報	注意報
出没が頻発	注意報	必要に応じて 注意喚起
農業等被害発生	注意報	
その他		

## < 発出基準等 >

注意報等	発出基準	対象区域	期間等
警報	市街地付近で、ヒグマによる人身被害が発生したとき。	ヒグマが出没している若しくは被害が発生している市町村又はその区域。 ※ 地理的状況や被害状況を考慮し、隣接市町村を必要に応じて対象に加えることができる。	一ヶ月間を目安 ※ 必要に応じて延長
注意報	市街地付近で、ヒグマが頻繁に出没、又は、ヒグマによる農業等被害が発生し、一般住民への人身被害の発生が懸念される時。 市街地付近以外で、ヒグマによる人身被害が発生したとき。		
注意喚起	広く一般に又は地域の実情を踏まえて注意を促すとき。	必要に応じ設定可	必要に応じ設定可

注意報等を発出した時は、「ヒグマ出没時の対応方針」、「ヒグマ人身事故発生時の対応方針」に基づき、必要な対応を行う。

※ 市街地付近とは、市街地等（市街地、集落、人家稠密地域及びその周辺部）、通学路、不特定多数の人が利用する公園、観光施設等の区域並びにその周辺部をいう。